

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携

1. 共同開発・技術交流の推進

業界内外の企業と積極的に連携し、新しい金属加工技術の開発や高度な加工技術の共有を行います。これにより、技術力の向上と付加価値の高い製品づくりを目指します。

2. 地域企業との協力強化

四国中央市を中心とした地域の製造業や関連企業と連携し、相互の強みを活かした生産体制を構築します。地域全体の産業活性化に貢献するとともに、迅速な供給体制の確立を図ります。

3. SDGs・環境対応への協力

環境負荷の低減を目的に、リサイクル可能な材料の活用や省エネルギー型の生産設備の導入に関する企業間連携を進めます。また、環境配慮型製品の共同開発にも取り組みます。

4. 人材育成と技能継承の強化

他企業との研修・技術交流の場を設け、若手人材の育成や熟練技術者の技能継承を促進します。また、インターンシップの受け入れや共同研修の実施により、業界全体の技術力向上に貢献します。

5. DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

生産管理の効率化や業務のデジタル化を進めるため、IT 企業や他業種の企業と協力し、IoT・AI を活用したスマート工場化を推進します。データ活用による品質向上やコスト削減を実現し、競争力を強化します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年3月12日

有限会社村上鉄工所 代表取締役 村上智洋

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。